

令和8年 志布志市教育委員会第3回定例会 議事録

- 1 開催日時 令和8年3月24日（火）
開会 午後1時29分 閉会 午後3時30分
- 2 場 所 志布志市役所 本庁5階 第2委員会室
- 3 出席者 教育長 福田 裕生
委員 島津 陽亮 委員 津町千代子
委員 益田 裕子 委員 前田 和彦
- 4 出席した職員 教育総務課長 児玉 雅史 学校教育課長 淀 修司
生涯学習課長 河野 尚仁 学校教育課参事 前畑あさよ
図書館グループリーダー 田之口俊博 学校給食センターグループリーダー 本田 博文
総務施設グループリーダー 橋本 淳二
- 5 欠席委員 なし
- 6 会順及び結果
 - (1) 開 会
 - (2) 前回議事録の承認
令和8年教育委員会第2回定例会議事録【承認】
 - (3) 教育長の報告
報告第12号 専決の報告について（就学すべき学校の指定）
報告第13号 専決の報告について（区域外就学）
報告第14号 専決の報告について（志布志市バスケットボール体験教室の後援）
報告第15号 専決の報告について（第25回アピア杯グラウンドゴルフ大会の後援）
 - (4) 議 事
議案第8号 令和8年度志布志市教育行政の重点施策について【可決】
議案第9号 松山地域学校施設整備基本計画の策定について【可決】
議案第10号 志布志市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について【可決】
議案第11号 志布志市立学校給食センター管理規則の一部を改正する規則の制

定について【可決】

議案第12号 志布志市立学校学校運営協議会設置規則の一部を改正する規則の制定について【可決】

議案第13号 志布志市部活動地域移行推進協議会設置規程の一部を改正する告示の制定について【可決】

議案第14号 志布志市学びの多様化学校への転入学に関する規則の制定について【可決】

議案第15号 志布志市立学校の設置について【可決】

(5) 委員から提出された動議の討論等【なし】

(6) 報告及び協議

ア いじめ・不登校について

イ 志の姿・ホットな話題について

ウ 志布志市教育委員会と串間市教育委員会との連携協力に関する協定の一部変更について

(7) その他（連絡・報告）

(8) 閉 会

◇ 議事の要旨

1 開 会 (午後 1 時 29 分)

教 育 長 <挨拶>

本日は小学校の卒業式でした。教育委員の皆様にも教育委員会を代表して告辞を述べていただきました。ありがとうございました。

ただ今から、令和 8 年教育委員会第 3 回定例会を開会いたします。

全員出席であります。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事とその順序は、お手元に配布してあります会順に基づき進めてまいりますので、御了承ください。

2 前回議事録の承認 (午後 1 時 30 分)

教 育 長

まず、令和 8 年教育委員会第 2 回定例会議事録の承認でございます。事務局の方で委員の方々に回覧いただいたと思います。議事録に御異議ございませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

教 育 長

御異議なければ承認といたしますので、議事録の署名をお願いいたします。

<令和 8 年教育委員会第 2 回定例会の議事録は、委員全員の承認により署名>

3 会議の公開等 (午後 1 時 32 分)

教 育 長

次に、会議の公開等について、お諮りいたします。

報告第 12 号、報告第 13 号及び会順 6 報告及び協議の(1)は、個人情報扱う案件でありますので、これを非公開にしたいと思っております。また、公開用資料の調製については、教育長に一任をお願いします。御異議ありませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

教 育 長

異議なしと認めます。

4 教育長の報告 (午後 1 時 33 分)

教 育 長

次に、教育長の報告でございます。本日の報告は 4 件です。

それでは、「報告第12号 専決の報告について（就学すべき学校の指定）」、事務局の報告を求めます。

教育総務課長

＜資料に基づき説明：保護者の就労等による下校後の保護に欠ける留守家庭に関する理由で変更する児童の保護者から申請があり、許可した案件外9件を報告＞

【～本報告は非公開～】

教 育 長

次に、「報告第13号 専決の報告について（区域外就学）」、事務局の報告を求めます。

教育総務課長

＜資料に基づき説明：転居に関する理由で変更する児童の保護者から申請があり、許可した案件外13件を報告＞

【～本報告は非公開～】

教 育 長

次に、「報告第14号 専決の報告について（志布志市バスケットボール体験教室の後援）」、事務局の報告を求めます。

生涯学習課長

＜資料に基づき説明＞

教 育 長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

教 育 長

質疑なしと認めます。

次に、「報告第15号 専決の報告について（第25回アピア杯グラウンドゴルフ大会の後援）」、事務局の報告を求めます。

生涯学習課長

＜資料に基づき説明＞

教 育 長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

教 育 長

質疑なしと認めます。

5 議事（午後 1 時 38 分）

教 育 長

それでは、次に議事に入ります。

「議案第 8 号 令和 8 年度志布志市教育行政の重点施策について」を議題といたします。

詳細につきましては、事務局に説明させます。

教育総務課長

<資料に基づき説明：教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針となる令和 8 年度志布志市教育行政の重点施策を定めるため、教育委員会の議決を求める件を説明>

教 育 長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

島 津 委 員

重点施策について、全体的に文章の末尾の多くが「充実を図る」「促進を図る」「推進する」となっています。表現的には良いと思いますが、その次の具体的な取組について、もう少し具体的に記載した方が良いのではないのでしょうか。

その施策を推進するためにどのように取り組むのかを明確にした方が職員の方々は取組やすくなると思います。

会社経営をする中で抽象的な表現はあまり使わないように意識しています。もう少し踏み込んで、年々内容が充実していけば良いと思うところです。

6 ページの教職員の資質向上について、「先生はお手本でなければならない」と記載がありますが、この一文は、教職員を何か縛り付けているような印象を受けたところです。たばこの禁煙やダイエットのリバウンドと同じで、押さえつけてしまうとその反動も大きくなる可能性があります。

もっとみんなで理想像を目指しましょうというような感じの表現の方が好ましいのではないのでしょうか。表現を工夫してみても良いのではと思います。

教育総務課長

これまで、毎年度同じような形式で重点施策を作成していました。前半部分に重点施策、後半部分に事業の概要を記載する構成となっており、施策と事業がリンクしていないため、施策を推進するための具体的な事業が分かりにくいとの御指摘のとおりだと思います。来年度は分かりやすくなるよう工夫していきたいと思っています。

島 津 委 員

毎年度、より良くなるようによろしくお願いします。2 ページ(5)の子供の読書活

動の推進に「1日20分読書運動を展開する」との記載があります。非常に明確だと思いますので、参考になるのではないのでしょうか。

学校教育課長

「先生はお手本でなければならない」という記載については、子供たちの目指すべき姿の1つとして、教師にはこのような姿勢を保っていただきたいという願いを込めて、このような表現になっているところですが、御指摘を踏まえまして、修正を検討させていただきたいと思います。

教 育 長

島津委員から御指摘があった点につきましては、「図ります」「推進します」などは、行政用語として多く使用しているところですが、曖昧な感じもしますので、今後改めていくことも必要だと思います。

また、以前本市におきましても教員の不祥事が続けて発生したことがありました。先生の基本的な姿勢として、少々厳しい表現ではありますが、先生には子供たちのお手本であってほしいという思いも含めて、このような表現になっているところですが、現在は、改善の方向に向かっているところですので、表現を和らげても良いのかもしれませんが、どのような表現が良いのか、委員の皆様からも御提案していただければと思います。

いずれにしても、この表現については、少し和らげても良いと思います。

他にございませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

教 育 長

なければ、これで質疑を終わります。

教 育 長

これから討論を行います。討論はありませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

教 育 長

討論なしと認めます。これで討論を終結します。

教 育 長

これから採決します。採決の方法につきましては、志布志市教育委員会の行政組織等に関する規則第12条第2項で順次各委員の賛否の意見を求めて行うものと規定されております。

お諮りします。「議案第8号」は、字句を整理した上で可決することに御異議ありませんか。

教育委員

異議なしの声あり。

教育長

異議なしと認め、「議案第8号」は、字句を整理した上で可決することに決定しました。

教育長

それでは、次の議事に入ります。

「議案第9号 松山地域学校施設整備基本計画の策定について」を議題といたします。

詳細につきましては、事務局に説明させます。

教育総務課長

<資料に基づき説明：松山地域の学校統合に向けた学校施設の整備に係る基本的な指針を定めるため、松山地域学校施設整備基本計画の策定について、教育委員会の議決を求める件を説明>

教育長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

益田委員

先日の総合教育会議で教育長から発言がありましたが、基本方針に「地域に親しまれ、地域住民にも利用される開かれた学校」との記載がありますので、図書室がそのような場所になると良いと思います。

教育総務課長

今回策定する基本計画については、大卒の学校施設の規模などを定めるものですので、このような記載になっております。今後、基本・実施設計等の中で具体的にそのようなことがどこまでできるのかを協議する場を設けることとなりますので、そこで御意見等いただければと思います。

前田委員

この計画のことではないですが、通学の件です。学校統合により新橋地区と尾野見地区の子供たちは泰野地区にある学校に通学することになります。中学生は自転車通学していますが、片方にしか歩道がないので、危険な状況にあります。警察にも確認しましたが、右側の歩道に歩行者いなければ右側の歩道を自転車で通行しても構わないという回答でした。現在は、左側に歩道がない状況で通学しています。集団下校を推進していますが、自転車が数台で縦に連なると道路が狭くて自転車を車で抜くことができないところです。中学校の校長先生方としっかり協議していただき、登下校時の安全確保に努めていただければと思います。

4月に私の子供が松山中学校に入学することから、子供と一緒に尾野見地区から

新橋地区まで自転車で走ってみました。側溝が浮いていたりして、自転車で走行できない場所もありました。校外で指導される先生もいらっしゃるかと思いますので、是非、自転車で走ってみて、危険な場所などを感じていただければと思います。

私も教育委員として、有明地区や志布志地区も自転車で走ってみようかと思っています。

教育総務課長

県道ですので、道路管理者は鹿児島県になります。拡幅、歩道等の整備についての要望を継続的にしているところですが、なかなか整備に至っていないというのが現状です。

統合後の通学につきましては、保護者を含めた通学部会で検討しているところですが、スクールバスへの乗車を希望する児童生徒は全て乗車させてほしいという意見もあります。一方で、南さつま市の金峰学園に視察に行きましたが、小学生はスクールバスですが、中学生は体力面を考慮して、基本的には自転車通学となりました。

また、保護者の皆様からも道路の危険性について御指摘いただいているところです。市としましては、スクールバスに乗る児童生徒のために大きなバスを借りたけれど、結局少人数しか乗らない状況になることを懸念しているところです。

令和8年度は、児童生徒の自宅を地図に落とし込んで、どこにどのくらいの児童生徒が住んでいるということを把握した上で、スクールバスの路線を検討していきたいと考えています。

できるだけスクールバスへの乗車を希望する児童生徒が乗車することができるよう検討していきたいと考えているところです。

引き続き、登下校の際の指導についても各学校をお願いしたいと思います。

前 田 委 員

松山地区だけではなく、有明地区・志布志地区におきましても、学校運営協議会の委員の方々、交通安全指導をしていただいているの方々にも広く周知していただいて、前任の松原さんがおっしゃっていた過去に交通事故があった場所なども、新しい先生方が来られた際には引き継いでいくというのが大事だと思いますので、よろしく申し上げます。

学校教育課長

前田委員から御指摘があったとおり、通学路には狭い道路や片側しか歩道がないなど様々ありますので、各中学校においても全てを把握した上で、適切な指導を行うことができるようフォローしたいと思います。

教 育 長

貴重な御意見ありがとうございます。安全指導をしなければならない一方で、道

路の形状そのものが危険度が高い道路もあるように聞いたことがあります。危険性のある個所をしっかりと把握していただきたいと思います。学校だけではなく、PTAや学校運営協議会、場合によっては教育委員会と連携を図って、写真資料を添えて要望書を警察署に継続的に提出しても良いと思います。私も以前勤務していた小学校でこのような取組をしたことがあります。そうすることにより緊急性や重要性が伝わると思います。

1回だけではなく、毎年度繰り返し行うことにより、整備が図られることもあると思います。特に自転車通学路については、実際に自転車で走ってもらうなども含めて次年度検討しても良いのではないのでしょうか。

教育総務課長

年度当初に通学路を含めた道路管理者協議会が開催されますので、建設課と連携を図って、どのような形で要望したら良いのか、緊急性や重要性が伝わるのか情報提供をしていただきながら進めてまいりたいと思います。

教 育 長

学校も情報提供があったときには、現場に行って、その様子を見ることもしていただきたい。昨年度は有明中学校の生徒が自転車通学の際に大けがをした事案も発生しました。様々な観点から子供たちの安全を確保する取組をしていただきたいと思います。

他にございませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

教 育 長

なければ、これで質疑を終わります。

教 育 長

これから討論を行います。討論はありませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

教 育 長

討論なしと認めます。これで討論を終結します。

教 育 長

これから採決します。

お諮りします。「議案第9号」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

教 育 委 員

異議なしの声あり。

教 育 長

異議なしと認め、「議案第9号」は、原案のとおり可決することに決定しました。

教 育 長

それでは、次の議事に入ります。

「議案第10号 志布志市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について」を議題といたします。

詳細につきましては、事務局に説明させます。

学校教育課長

<資料に基づき説明：公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条の規定に基づき、教育委員会が服務を監督する教育職員に係る業務量管理・健康確保措置の実施に関する計画を定めるため、志布志市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について、教育委員会の議決を求める件を説明>

教 育 長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

教 育 長

なければ、これで質疑を終わります。

教 育 長

これから討論を行います。討論はありませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

教 育 長

討論なしと認めます。これで討論を終結します。

教 育 長

これから採決します。

お諮りします。「議案第10号」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

教 育 委 員

異議なしの声あり。

教 育 長

異議なしと認め、「議案第10号」は、原案のとおり可決することに決定しました。

教 育 長

それでは、次の議事に入ります。

「議案第11号 志布志市立学校給食センター管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

詳細につきましては、事務局に説明させます。

教育総務課長

＜資料に基づき説明：市立学校にP T A組織がない学校があるため、志布志市立学校給食センター運営審議会の委員の要件を改める必要がある件を説明＞

教 育 長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

教 育 長

なければ、これで質疑を終わります。

教 育 長

これから討論を行います。討論はありませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

教 育 長

討論なしと認めます。これで討論を終結します。

教 育 長

これから採決します。

お諮りします。「議案第11号」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

教 育 委 員

異議なしの声あり。

教 育 長

異議なしと認め、「議案第11号」は、原案のとおり可決することに決定しました。

教 育 長

それでは、次に議事に入ります。

「議案第12号 志布志市立学校学校運営協議会設置規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

詳細につきましては、事務局に説明させます。

学校教育課長

＜資料に基づき説明：公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律による地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校の

運営に関する基本的な方針に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関する事項を追加する措置が講じられたため、当該措置に関する規定を加える必要がある件を説明＞

教 育 長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

教 育 長

なければ、これで質疑を終わります。

教 育 長

これから討論を行います。討論はありませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

教 育 長

討論なしと認めます。これで討論を終結します。

教 育 長

これから採決します。

お諮りします。「議案第12号」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

教 育 委 員

異議なしの声あり。

教 育 長

異議なしと認め、「議案第12号」は、原案のとおり可決することに決定しました。

教 育 長

それでは、次に議事に入ります。

「議案第13号 志布志市部活動地域移行推進協議会設置規程の一部を改正する告示の制定について」を議題といたします。

詳細につきましては、事務局に説明させます。

学校教育課長

＜資料に基づき説明：令和7年12月に新たに部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインが策定されたことに伴い、地域全体で将来にわたって生徒のスポーツ・文化芸術活動を支えるという意図をよりの確に表すため、地域移行から地域展開に名称を改める措置が講じられたため、当該措置に関する規定を改める必要がある件を説明＞

教 育 長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

教 育 長

なければ、これで質疑を終わります。

教 育 長

これから討論を行います。討論はありませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

教 育 長

討論なしと認めます。これで討論を終結します。

教 育 長

これから採決します。

お諮りします。「議案第13号」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

教 育 委 員

異議なしの声あり。

教 育 長

異議なしと認め、「議案第13号」は、原案のとおり可決することに決定しました。

教 育 長

「議案第14号 志布志市学びの多様化学校への転入学に関する規則の制定について」を議題といたします。

詳細につきましては、事務局に説明させます。

学校教育課長

<資料に基づき説明：不登校児童生徒の多様な教育機会を確保するため、学びの多様化学校への転入学に関し必要な事項を定める必要がある件を説明>

教 育 長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

益 田 委 員

35ページの様式第4号に却下の理由を記載する箇所がありますが、どのような記載になるのでしょうか。

学校教育課長

却下の理由については、記載内容が非常に難しいところでございますが申請者に却下の理由を知らせる必要がありますので、個別に判断して記載していきたいと思

っています。

教育総務課長

法制的な仕組みについて説明します。転入学却下は申請者への不利益処分に該当することから、その場合においては、その理由を明示した上で、不服申立てができることを教示しなければならないというのが法制上のルールになっています。行政的にはしっかりと却下の理由を示す必要があるところです。

教 育 長

事前の相談をする中で、対象者の条件等がありますので、そこを十分に御理解いただいた上で、松風への通所など段階を踏まえていくことにも留意しながら、転入学を許可することとなります。不服を申し立てるという状況にならないようにすることが大事だと思いますので、委員の皆様にも御理解いただきたいと思います。

学校教育課長

今、教育長から説明がありましたように、そのような状況にならないように対応していくことが大事だと思います。また、悠志学園には特別支援学級がありませんので、そこも含めて各学校で保護者にしっかり説明していただくことも必要だと思っています。

また、悠志学園にそれぞれの思いを持って転入学する児童生徒が、気持ち良く、ゆっくりじっくり学校生活を送れるように、様々な角度から見て、総合的に判断していくことが必要だと思いますので、今後、各学校に事前段階を踏まえる必要があるということも説明したいと思います。

教 育 長

他にございませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

教 育 長

なければ、これで質疑を終わります。

教 育 長

これから討論を行います。討論はありますか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

教 育 長

討論なしと認めます。これで討論を終結します。

教 育 長

これから採決します。

お諮りします。「議案第14号」は、原案のとおり可決することに御異議ありませ

んか。

教 育 委 員

異議なしの声あり。

教 育 長

異議なしと認め、「議案第14号」は、原案のとおり可決することに決定しました。

教 育 長

「議案第15号 志布志市立学校の設置について」を議題といたします。

詳細につきましては、事務局に説明させます。

教育総務課長

<資料に基づき説明：様々な理由で学校を欠席している児童生徒の学びの保障を実現するための義務教育学校を設置することについて、教育委員会の議決を求める件を説明>

教 育 長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

教 育 長

なければ、これで質疑を終わります。

教 育 長

これから討論を行います。討論はありませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

教 育 長

討論なしと認めます。これで討論を終結します。

教 育 長

これから採決します。

お諮りします。「議案第15号」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

教 育 委 員

異議なしの声あり。

教 育 長

異議なしと認め、「議案第15号」は、原案のとおり可決することに決定しました。

6 委員から提出された動議の討論等（午後2時31分）

教 育 長

次に、委員からの「動議の討論等」はございませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

7 報告及び協議（午後 2 時31分）

(1) いじめ・不登校について

教 育 長

それでは、次に報告及び協議に入ります。まず、「いじめ・不登校について」、96ページまで事務局の説明をお願いします。

学校教育課長

<資料に基づき説明>

【 ～ 本 報 告 は 非 公 開 ～ 】

(2) 志の姿・ホットな話題について

教 育 長

それでは、次に「志の姿・ホットな話題について」事務局の説明をお願いします。

学校教育課長

<資料に基づき説明>

教 育 長

何か質問等ありませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

(3) 志布志市教育委員会と串間市教育委員会との連携協力に関する協定の一部変更について

教 育 長

それでは、次に「志布志市教育委員会と串間市教育委員会との連携協力に関する協定の一部変更について」事務局の説明をお願いします。

教育総務課長

<資料に基づき説明>

教 育 長

市立有明小学校と串間市立有明小学校の有明小学校同士が、令和 8 年度に何かしらの交流をしましょうということで、管理職同士で話を進めているところですので、新たな展開が生まれることを期待しています。

8 その他（連絡・報告）（午後 3 時08分）

教 育 長

それでは、次の「その他」の連絡・報告に入ります。

「行事報告」について、委員の方々から何かお聞きになりたいことはございませんか。また、事務局から報告しておきたいことがあればお願いします。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

教 育 長

「行事予定」について、委員の方々から何かお聞きになりたいことはございませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

教 育 長

4月は委員の皆様にご出席していただく行事が多くあります。9日に小・中学校入学式、14日に転入職員宣誓式、16日に悠志学園開校記念式典、23日に定例教育委員会です。そして、28日には小中高等学校管理職等合同歓迎会が計画されておりますので、都合がよろしければ、御出席をお願いいたします。

それでは、次に各グループからの報告を図書館グループリーダーからお願いします。

図 書 館 G L

<令和8年度事業計画について>

学校給食センターGL

<3月市報及び調理配送業務の委託について>

教 育 長

松山分室と有明分室からの報告が105ページに記載されていますので、御確認ください。

有明教育分室に薩摩おいどんカップ会場設営の記載がありますが、有明野球場で薩摩おいどんカップの試合を4試合開催していただきました。国内の大学、社会人、プロ野球のチーム、韓国の参加もあり、合計で約60チームが参加し、県内各地で試合をします。交流も含め、野球の機運を高めるものです。引き続き、次年度以降も薩摩おいどんカップの試合をしていただけるよう、生涯学習課とシティセールス課で連携して取り組んでいくこととしています。

関連して、体育館も令和8年度に空調を整備しますが、プロバスケットボールチームの試合の誘致ができないか検討をしているところです。先週、鹿児島アリーナで開催された鹿児島レブナイズと静岡のチームの試合を観戦してきました。両チームともお茶の産地ですので、「グリーンDAYシリーズ」を銘打って、本市の堀口

製茶が大会スポンサーになっていました。ハーフタイムショーでは本市や曾於市のダンスチームが登場して、とても盛り上がりました。若い人から家族連れなどいろいろな方々が試合を見に来ていましたし、会場周辺にはキッチンカーが出店して、賑わいを創出していました。とても良い雰囲気でしたので、本市の体育館もこのような感じになるように取り組んでいきたいと思えます。鹿児島レブナイズの担当者にも本市の体育館を見ていただいて、非常に良い感触を得ています。しかしながら、プロの試合を誘致するとなると、設備面においても整備する必要がありますので、今後の進め方について検討しているところです。

その他、何かございませんか。

津 町 委 員

午前中、伊崎田小学校の卒業式に出席してまいりました。花がたくさん添えられていました。新しい校舎にも入らせていただきました。来賓の方々と校長室で話す機会がありまして、新校舎2階にある非常用階段の危険性について御指摘がありました。中学生だから大丈夫などいろいろな意見があったところです。

教 育 長

御指摘のあった非常用階段については、当初の設計段階ではなかったところですが、不審者対策として地元からの要望があったことから急遽設置したという経緯があります。

教育総務課長

当初の設計になかったため、非常用階段を設置して地元の要望に対応したところです。

教 育 長

不審者対策については、設備には一定の限界がありますので、訓練と併せて、対策を講じることが大切だと思います。

本日、他の教育委員の皆さんも小学校卒業式に出席していただきましたが、感想を一言いただけますか。

前 田 委 員

尾野見小学校に出席しました。今回、子供が卒業するというところで、和気あいあいとした雰囲気の中で開催されましたので、とても良かったです。

先日は、宇都中学校の卒業式に出席しました。生演奏で卒業生の入場がありました。宇都中学校も尾野見小学校もたくさんのお花が添えられていました。恵まれた環境の中で卒業することができて良かったと思います。

島 津 委 員

志布志小学校の卒業式に出席しました。校長先生からたくさん練習したことや卒業生全員が出席できるように事前に自宅訪問したということをお聞きしました。非

常に盛りだくさんで、練習も重ねたということで大変だったと思いますが、とても良い卒業式になったと思います。

益 田 委 員

伊崎田中学校と有明小学校の卒業式に出席しました。両学校のPTA会長の祝辞にとっても感動しました。有明小学校は、出席した5年生の子供たちも告辞など長い話をあくびや足をぶらぶらさせながら聞いていましたが、女性のPTA会長の祝辞は、食い入るように聞いていました。子供たちも見守ってきた方の話を集中して聞いていたので、子供たちの心に届いたと思います。

教 育 長

ありがとうございました。

私は、志布志中学校と泰野小学校の卒業式に出席しました。志布志中学校は一番生徒数が多いですが、凜とした空気の中で、生徒の所作も非常に良かったです。先生方の動きもすばらしかったです。式が終わった後全員合唱するときに、先生方が整然と準備をされていたので、職員の雰囲気が良いからこそ、子供たちにも伝わると思いました。吹奏楽部が演奏してくれましたし、生徒数が多いので1、2年生は出席できませんでしたが、3年生だけで随所に様々な工夫がされていました。

また、正門から入ると校舎があります。校舎の玄関の左側に広幅用紙で大きな卒業証書が作成されていました。卒業式後にこの大きな卒業証書の前で卒業証書をもって親子で写真を撮ってもらうために先生方が作成されたということでした。とても素敵な卒業式でした。

泰野小学校の卒業生は8人でしたが、返事、所作、雰囲気、花などとても素晴らしかったです。校長先生が式辞の中で感極まる場面が印象的でした。人は変わるということと一生懸命さを恥ずかしがることはないという話をされました。子供たちは一生懸命することを恥ずかしがる風潮もありますが、そうではないということ熱く語りかけていました。また、PTA会長の祝辞は思いの丈を話されました。出席した1年生も一生懸命聞いていました。とても良い卒業式でした。

全ての学校で旅立つ子供たちを大勢の皆さんが見守り、見送ってくださいました。子供たちはきっと、素敵な1歩を踏み出せるのではと思いながら帰ってまいりました。

他にございませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

教 育 長

それでは、4月の定例教育委員会については、4月23日、木曜日午前9時30分から、会場は5階の会議室です。よろしくお願ひします。

以上で本日の会議を終了します。これにて散会します。ありがとうございました。

9 閉 会（午後 3 時30分）